令和４年１月１１日

報 道 発 表 資 料

水道料金及び下水道使用料の納入通知書の記載の誤りについて

水道料金及び下水道使用料の納入通知書に記載した「口座振替済みのお知らせ（前回分）」の口座振替対象月の表示に誤りがあることが判明しましたので、報告いたします。

１ 概　要

令和４年１月４日（火）から８日（土）に実施した水道メーターの検針時に投函した「使用水量のお知らせ兼納入通知書」に記載した「口座振替済みのお知らせ（前回分）」中の口座振替対象月について、「令和３年１１月分」とするべきところを「令和４年１月分」とする誤りがありました。（別紙参照）

なお、水道料金及び下水道使用料の口座からの引き落としについては正常に処理しております。

２ 記載を誤った件数

令和４年１月４日（火）から８日（土）に検針し現地投函した口座振替分の「使用水量のお知らせ兼納入通知書」の件数は合計３７，８６６件です。（川崎区５，４９０件、幸区５，１３０件、中原区７，８９９件、高津区４，３０３件、宮前区５，２１５件、多摩区５，３２０件、麻生区４，５０９件）

３ 原　因

令和４年１月４日（火）に実施した上下水道料金等業務システムの更新において、「口座振替済みのお知らせ（前回分）」に「口座振替対象月」を表示すべきところを「検針実施月」を表示させる設定に誤っていたことによるものです。

４ 対　応

上下水道料金等業務システムについて、「口座振替済みのお知らせ（前回分）」に「口座振替対象月」を表示するよう修正しました。

対象者には、「口座振替済みのお知らせ（前回分）」を再発行し個別にお知らせしてまいります。

５ 再発防止策

今後は、上下水道料金等業務システムの更新時の機能確認の体制強化を図り、職員の複数人体制でチェックするなど再発防止に努めます。

＜問合せ先＞
川崎市上下水道局サービス推進部営業課 星野
電話０４４－２００－３１２５